

## 処 分 基 準

令和 7 年 11 月 28 日

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 30 条第 2 項
処 分 の 概 要：店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 法第 28 条第 1 項・第 2 項（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域 等）
処 分 基 準：別紙 2 のとおり
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：